

文部科学大臣 殿

## 監事意見書

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項に基づき、平成16年度(平成16年4月1日から平成17年3月31日まで)における国立大学法人東京農工大学(以下、「当法人」という。)の業務執行について監査いたしました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 1 監事監査方法の概要

私ども監事は、両名で定めた監査の方針、職務の分担等に従い、役員会その他重要な会議に出席するとともに、重要な決裁書類等を閲覧しました。更に、役員等から業務運営の報告を聴取し、各部門責任者からは業務処理状況を聴取すると共に、本部ならびに主要な部門において業務及び財産の状況を調査し、書面・証憑等の証憑書類の査閲等によりこれを確かめました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人業務実施コスト計算書、利益の処分に関する書類及び附属明細書。(以下、「財務諸表」という。))、決算報告書につき検討を加えました。

役員と当法人との利益相反取引ならびに役員の当法人以外の業務の実施については、必要に応じて役員から報告を求め調査いたしました。

### 2 監査の結果

- (1) 会計監査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は、相当と認める。
- (2) 財務諸表(利益の処分に関する書類を除く。)は、当法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び国立大学法人業務実施コストの状況を適正に示していると認める。
- (3) 利益の処分に関する書類は、法令に適合していると認める。
- (4) 決算報告書は、当法人の予算区分に従って決算の状況を正しく示していると認める。
- (5) 業務の遂行に関し、法令に違反する重大な事実は認められない。

なお、役員と当法人との利益相反取引並びに役員による当法人以外の業務の実施については、法令及び規則に違反した事実はない。

平成17年 6月29日

国立大学法人 東京農工大学  
監事 小林 俊一  
監事 河野 善彦

(注)上記は、監事意見書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当国立大学法人が別途保管しております。